

第9章 被災情報の収集・報告及び公表

1. 被災情報の収集及び報告

- ①市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ②市は、情報収集にあたり、消防機関、県警察との連絡を密にする。特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③市は、被災情報の報告にあたり、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、第一報を報告する。
- ④第一報を報告した後も随時被災情報の収集に努め、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。

2. 被災情報の公表

(1)市民への広報

①広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、企画部長を広報責任者とし、広報の一元化を図る。

②広報手段

記者会見、広報誌、広報番組、ホームページ等の様々な広報手段の活用、問い合わせ窓口の開設等、市民に迅速に提供できる体制を整備する。

(2)総合相談窓口の設置

市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、又は各種行政相談等にきめ細やかに対応するため、総合相談窓口を設置する。